

（仮称）新南部工場施設整備・運営事業

実施方針（変更版）

平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日

福岡都市圏南部環境事業組合

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「組合」という。）は、（仮称）新南部工場施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に則り、D B O（Design：設計，Build：施工，Operate：運営）方式により実施することとする。

本実施方針は、特定事業の選定及び特定事業を実施する落札者の選定を行うに当たり、本事業に対する組合の方針を定めるものである。

- 目 次 -

．用語定義	1
．特定事業の選定に関する事項	2
1．事業内容	2
2．特定事業の選定	4
3．民間事業者が実施する業務の範囲	5
4．組合が実施する業務の範囲	6
．民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1．募集及び選定スケジュール（予定）	6
2．応募者の参加資格要件	7
3．落札者の審査及び選定	10
4．応募に係る提出書類	12
5．落札者選定後の手続	13
6．著作権	14
7．応募に係る費用負担	14
．民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に 関する事項	14
1．想定されるサービスの水準・仕様	14
2．想定されるリスク及び分担	14
3．組合による事業の実施状況の監視	15
．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1．施設の立地条件	16
．事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に 関する事項	17
．事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に 関する事項	17
1．法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	17
2．財政上及び金融上の支援等に関する事項	17
3．その他の支援に関する事項	18
．その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1．議会の議決	18
2．情報公開及び情報提供	18
3．実施方針等に関する問い合わせ先	18

参考資料	事業スキーム図	19
参考資料	事業に係るリスク分担	20
参考資料	位置図	22
参考資料	全体配置図	23

．用語定義

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

関係市町：組合を構成する福岡市，春日市，大野城市，太宰府市及び那珂川町をいう。

処理対象物：一般廃棄物のうち，関係市町から排出され本施設に搬入される可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ（収集ごみ，直接搬入ごみ），関係市町及び関係市町が構成する一部事務組合の中間処理施設から排出される選別可燃残渣をいう。

落札者：応募企業又は応募グループのうち，本事業を実施する者として選定された者をいう。

民間事業者：本施設の設計・施工業務及び運営業務に係わる落札者，建設請負事業者，運営事業者の総称をいう。

本施設：本事業において整備を予定している（仮称）新南部工場の建築物，敷地，プラント等の全てをいう。

設計・施工業務：本施設の設計・施工に係る業務をいう。

運営業務：本施設の運営に係る業務であり，運転業務，維持管理業務（運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務，機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。），清掃業務，保安警備業務，環境管理業務等からなる。

基本協定：本事業開始のための基本的事項についての，組合と落札者との間で締結される協定をいう。

基本契約：本事業の実施に際し，組合と民間事業者との間で締結される，相互の協力，支援等について定める契約をいう。

建設請負事業者：落札者のうち，本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特別共同企業体をいう。

建設請負契約：組合と建設請負事業者との間で締結される契約をいう。

運営事業者：応募企業又は構成員が出資を行い，本施設の運営業務を担当するために設立される特別目的会社をいう。

運営委託契約：組合と運営事業者との間で締結される契約をいう。

応募企業：本事業の入札に単独で参加する企業をいう。

応募グループ：本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。

応募者：応募企業，応募グループの総称をいう。

構成員：応募グループに参加する企業のうち，運営事業者に出資する企業をいう。

協力企業：応募グループに参加する企業のうち，運営事業者に出資しない企業をいう。

代表企業：応募企業で参加する場合にはその企業を，応募グループで参加する場合には代表して応募手続等を行う企業をいう。

プラント：本施設のうち，処理対象物を焼却処理するために必要な全

ての機械設備，電気設備，計装制御設備等をいう。

建築物：本施設のうち，プラントを除く施設，設備をいう。

審査委員会：PFI法に則り，本事業の実施方針の策定，特定事業の選定，落札者の選定等に関する審議等を目的に組合が設置する，学識経験者等で構成された「福岡都市圏南部環境事業組合可燃ごみ処理施設整備・運営事業者審査委員会」をいう。

募集要項：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書，要求水準書，契約書案，落札者選定基準書などの資料であり，本事業に関する要求水準，契約条件，落札者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。

事業契約：基本契約，建設請負契約，運営委託契約の3契約の総称をいう。

．特定事業の選定に関する事項

1．事業内容

(1) 事業名

(仮称)新南部工場施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
立地場所	春日市大字下白水 104 - 5 (現福岡市クリーンパーク・南部敷地内)
施設概要	処理対象物を受け入れ，焼却処理を行い，処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設。
施設規模等	510 t / 日 (170 t / 24h × 3 炉)
処理方式	ストーカ式焼却方式 (連続運転式)
供用開始	平成 28 年 4 月 1 日

(3) 公共施設等の管理者等

福岡都市圏南部環境事業組合 管理者 井本 宗司

(4) 事業目的

本事業は，搬入される処理対象物を安定的かつ適正に処理するとともに，焼却廃熱を利用して発電及び熱供給を行い，環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(5) 事業概要

本事業における施設の整備はD B O (Design : 設計，Build : 施工，Operate : 運営) 方式により実施する。

参考資料 「事業スキーム図」参照

落札者は，単独又は特別共同企業体を設立し，本施設の設計・施工業務

を行う。

さらに、落札者は、運営事業者を設立し、25年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。（詳細は「3. 民間事業者が実施する業務の範囲」を参照）

組合は、本施設の建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・建設期間：事業契約締結日の翌日（平成23年9月予定）から平成28年3月31日までの約4年6ヶ月間（試運転期間を含む）

- ・運営期間：平成28年4月1日から平成53年3月31日までの25年間契約の形態

組合は、本事業開始のための基本的事項に係り、基本協定を落札者と締結する。

組合は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

また、組合は基本契約に基づき、建設請負事業者と、本事業に係る建設請負契約を締結する。

さらに、組合は基本契約に基づき、運営事業者と、本事業に係る運営委託契約を締結する。

（6）関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

（7）事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

実施方針の公表 平成22年5月18日

要求水準書（案）の公表 平成22年5月18日

実施方針、要求水準書（案）に対する質問の受付期限

平成22年5月31日

実施方針、要求水準書（案）に対する質問への回答

平成22年6月21日

入札公告関連資料（案）の公表 平成22年9月29日

対面的対話の実施 平成22年10月4日・5日

実施方針（変更版）の公表 平成22年10月20日

特定事業の選定の公表 平成22年12月下旬

入札公告 平成22年12月下旬

落札者の選定 平成23年5月

基本協定の締結 平成23年6月

運営事業者の設立 平成23年7月

仮契約の締結 平成 23 年 7 月

基本契約，建設請負契約，運営委託契約の締結 平成 23 年 9 月

建設工事着手 平成 23 年 9 月

施設の完工及び引渡 平成 28 年 3 月 31 日

供用開始 平成 28 年 4 月 1 日

契約終了 平成 53 年 3 月 31 日

(8) 見積提案書徴収スケジュール

本事業に関し，以下のスケジュールで見積提案書を徴収した。

見積提案書徴収依頼公募 平成 22 年 5 月 18 日

見積提案募集要項等に係る質問の受付期限 平成 22 年 5 月 31 日

見積提案募集要項等に係る質問に対する回答 平成 22 年 6 月 21 日

見積提案書の徴収期限 平成 22 年 8 月 27 日

見積提案書に係るヒアリング開催 平成 22 年 10 月 4 日・5 日

2. 特定事業の選定

以下の考え方・手順に従い，P F I 法に則り本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定の考え方

次の 2 点を満たす場合，本事業を特定事業として選定する。

民間事業者に支払う設計・施工業務の対価（以下「建設費」という。）及び運營業務の対価（以下「運営費」という。）を含め，事業期間全体における組合の費用の総額について定量的評価（事業期間における公共財政負担の評価）を行い，組合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の十分な削減が見込めること。

事業期間全体における事業責任分担及び公共サービスの水準について定性的評価を行い，組合が自ら実施する場合と比較して公共のリスクの低減及び公共サービス等水準の維持ないし向上が見込めること。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い，評価の結果は公表する。

定量的評価の実施

- ・事業期間全体における組合の費用の総額（建設費，運営費等）の評価

定性的評価の実施

- ・民間事業者に移転されるリスクの評価
- ・公共サービス等水準の評価

， の評価に基づき，本事業を特定事業として選定する。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には，評価の結果を，評価の内容とあわせて公表する。

3．民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 事前業務

本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

また、組合にて地形測量調査，地質調査は実施済みであるが，民間事業者において追加調査が必要と判断する場合は，民間事業者の負担で調査を行う。

(2) 設計・施工業務

建設請負事業者は，組合と締結する建設請負契約に基づき，募集要項に規定する要求水準を満足する本施設の設計・施工業務を行う。

施工については，粗造成後の土木及び外構工事，建築物及び建築設備工事，機械設備工事，電気計装設備工事，配管工事及びその他の関連工事を行う。なお，詳細は今後公表する募集要項に示すこととする。

さらに，本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務，手続関連業務，本施設の試運転及び引渡性能試験，運営マニュアルの作成業務等を行う。

(3) 運営業務

運営事業者は，組合と締結する運営委託契約に基づき，募集要項に規定する要求水準を満足する処理対象物の計量，受け入れ，適正処理及び料金徴収を行う。なお，その際に，本施設の運営業務として運転業務，維持管理業務（運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務，機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。），清掃業務，保安警備業務，環境管理業務等を行う。また，事業期間終了まで支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行う。

運営事業者は，集じん器，ボイラー及びその他排ガス処理系統に付着・堆積した灰（以下「飛灰」という。）並びに焼却灰（以下「焼却灰等」という。）については，貯留設備に搬入・貯留した上で組合の指定する場所まで運搬し，組合は運搬された当該焼却灰等を処分する。

運営事業者は，可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い，本施設の所内での利用等を行うことができる。なお，施設の余剰電力の売電及び売電収入（新エネルギー等電気量含む）は，原則として組合とする。ただし，売電収入の一部は，運営事業者に支払うことがある。

運営事業者は，必要に応じ，本施設の所内に蒸気を供給する。

運営事業者は，本施設の見学希望者等について，組合と連携して適切な対応を行う。

処理に伴い発生する資源物について，運営事業者が有効利用する。

なお，運営事業者は，組合と締結する運営委託契約に基づき，運営準備期間中（事業契約締結日の翌日（平成 23 年 9 月予定）から平成 28 年 3 月

31日まで)に、建設請負事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施につき必要な協力を行う。併せて、従業者に、建設請負事業者が実施する教育訓練を受講させ、円滑に運営業務を開始できるようにする。

(4) その他

本施設の解体除去は本事業の範囲には含まれない。

4. 組合が実施する業務の範囲

組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

(1) 用地の確保、造成

組合は、本事業を実施するための用地を確保し、建設用地としての粗造成工事を行う。

なお、粗造成工事は平成24年7月頃完了の予定である。

(2) 生活環境影響調査手続

組合は、本事業に係る生活環境影響調査の手続を行う。

(3) 近隣住民同意の取得等の住民対応(組合が行うべきもの)

(4) 処理対象物の搬入(関係市町の業務)

関係市町は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(5) 本事業のモニタリング

組合は、設計・施工段階において、設計・工事監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

(6) 施設見学者への対応

組合は、本施設の見学希望者等について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(7) 建設費及び運営費の支払い

組合は、福岡都市圏南部環境事業組合財務規則等に基づき、建設費を建設請負事業者、運営費を運営期間にわたって運営事業者へ支払う。

(8) その他

組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行う。

・ 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定スケジュール(予定)

本事業は、応募者が募集要項に規定する事業に参画するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から組合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を選定する。なお、

落札者の選定は，公平性，透明性の確保の観点から，総合評価一般競争入札により行う。

現時点で計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは，以下のとおりである。

入札公告 平成 22 年 12 月下旬
募集要項の公表 平成 22 年 12 月下旬
募集要項に対する質問の提出期限 平成 23 年 1 月
募集要項に対する質問への回答 平成 23 年 1 月
資格審査申請書の提出期限 平成 23 年 1 月
資格審査結果の通知 平成 23 年 2 月
対面的対話の実施 平成 23 年 2 月
・第 2 回質疑回答を兼ねる
技術提案書・価格提案書等の提出期限 平成 23 年 3 月
形式審査の実施 平成 23 年 4 月
非価格要素審査及び価格審査 平成 23 年 5 月
・技術提案に係るヒアリング
総合評価の実施 平成 23 年 5 月
落札者の決定 平成 23 年 5 月

2．応募者の参加資格要件

応募者は，以下の要件を全て満たすこととする。また，組合は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募企業の要件

応募企業は，運営事業者に出資を行うこととする。

応募企業への他の企業の参加は認めない。ただし，特段の事情があると組合が認めた場合は，この限りでない。

応募企業が，他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

応募企業と，財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は，他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

同一応募企業が，複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 応募グループの要件

構成員は，運営事業者に出資を行うこととする。

2 - (3) - に定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の（ア）から（オ）までの要件を満たす企業を代表企業として定めることとする。

本事業の実施に際して、設計・施工業務、運營業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請負することはできない。

応募にあたり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。

代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りでない。

構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

構成員又は協力企業のいずれかと関係会社に該当する各法人は、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。

同一応募グループが、複数の提案を行うことは禁止する。

(3) 応募者の参加資格要件

共通の参加資格要件

全ての応募企業、構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすこととする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (イ) 建設請負事業者は、関係市町のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登載されており、指名停止を受けていない者であること。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている場合を除く。）。)
- (エ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年府令第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
- (オ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (カ) 法人税、消費税及び地方消費税、関係市町に係る市町税を滞納している者でないこと。
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

(ク)次に示す者と資本面及び人事面において、関連がある者でないこと。(注)

- ・審査委員会の委員，又は委員が属する企業
- ・本事業に関するアドバイザリー業務受託者及び協力会社
 - 株式会社エイト日本技術開発
 - 東京青山・青木・狛法律事務所(特定共同事業ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所)
 - 上記受託者及び協力会社の関係会社

(注)「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株式を有する，又は、その資金の総額の100分の20を出資している者をいい、「人事面において関連のある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

本施設の建築物の設計を行う企業

応募企業，構成員又は協力企業のうち，本施設の建築物の設計を行う企業は，建築士法(昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。)に基づく有資格者であることとする。同一業務を複数の企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う1社が建築士法に基づく有資格者であることとする。

本施設の建築物の施工を行う企業

応募企業，構成員又は協力企業のうち，本施設の建築物の施工を行う企業は，以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- (ア)建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ)建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「建築一式工事」において，総合評定値が1,200点以上であること。
- (ウ)本施設の建築物と同種又は類似の施工実績(ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む)を有すること。
- (エ)本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

本施設のプラントの設計・施工を行う企業

応募企業又は構成員のうち，本施設のプラントの設計・施工を行う企業は以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は，少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- (ア)建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ)建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」

において、総合評定値が1,000点以上であること。

(ウ) 以下の条件を全て満たす廃棄物処理施設(ストーカ式焼却方式に限る。 溶融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。)の納入実績があること。

- ・ 1炉あたり170t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている。
- ・ 5000kW以上の発電設備を有する。
- ・ 平成22年5月1日時点で平成12年4月1日以降に稼働した施設において、2年以上の稼働実績を有する。
- ・ 1炉90日以上連続運転の実績を有する。

(エ) 本工事に配置できる専任の監理技術者を有すること。

(オ) - 1 - (8)に定める「見積提案書徴収スケジュール」に則り、見積提案書を提出しヒアリングに参加していること。

本施設の運転、維持管理を行う企業

応募企業、構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業(運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者の運転人員の派遣を行う企業)は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

(ア) 発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている施設の内、平成22年5月1日時点で2年以上の稼働実績を有する施設(ストーカ式焼却方式に限る。 溶融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。)の運転実績を有すること。

(イ) 前項の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から1年以上専任で配置できること。

3. 落札者の審査及び選定

以下の落札者選定基準及び選定方法に従い落札者を選定することとする。

(1) 審査委員会の設置

組合は、落札者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって「福岡都市圏南部環境事業組合可燃ごみ処理施設整備・運営事業者審査委員会」を設置している。

委員は、以下のメンバーである。

委員長	松藤康司	福岡大学教授
副委員長	栗原英隆	社団法人全国都市清掃会議技術顧問
委員	鬼塚活人	公認会計士・税理士
委員	小野純男	福岡市環境局施設部工場整備課長
委員	包清博之	九州大学大学院教授
委員	最所憲治	弁護士
委員	柴田利行	春日市副市長
委員	鳥居正敏	大野城市副市長

なお，応募企業，構成員又は協力企業が，落札者選定前までに，審査委員会の委員に対し，当該落札者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

(2) 落札者選定基準

落札者選定基準は概ね以下のとおりを予定している。なお，評価項目等の詳細は募集要項に示すこととする。

価格

- ・本施設の建設費
- ・本施設の運営費等（人件費，運転経費，維持管理費，諸経費等）

非価格要素

(ア) 施設計画

- ・構内及び施設内配置計画・動線計画の安全性，利便性等
- ・敷地条件を踏まえ，周辺景観と調和した意匠計画

(イ) プラント性能

- ・設備の品質及び処理技術の安全性，安定性
- ・設備の適応性（ごみ質，ごみ量等）

(ウ) 環境・循環型社会への配慮

- ・地球温暖化防止，環境保全への配慮
- ・省資源及び省エネルギーへの配慮
- ・環境教育及び環境情報発信機能への配慮

(エ) 運営計画・事業計画

- ・運営計画（運転計画，維持管理計画，緊急時の対応等）の適切性
- ・事業計画（事業の確実性，本組合との協調，地域との連携等）の適切性

(オ) その他

(3) 落札者選定方法

以下の手順で落札者を選定することとする。

なお，落札者の選定は，総合評価一般競争入札方式によることとする。

落札者の選定に当たっては，各段階の審査に関しては，審査委員会において評価・審査し，その結果を受けて，組合が落札者を決定することとする。なお，評価方法等の詳細は募集要項において示すこととする。

第1段階：資格審査

資格審査は，応募者から提出された資格審査申請書等を基に，応募者が - 2「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たすことの確認を行う。

以上を満たすことが確認された応募者のみ，次段階の対面的対話及び第3段階の本審査に参加できることとし，資格審査結果は応募者に対して通知する。

第２段階：対面的対話

対面的対話は、第１段階を合格した応募者の技術提案書について要求水準を満足しているか等の対話を行う。

また、リスク管理方針書に対するヒアリングを行う。

第３段階：本審査

（ア）形式審査

形式審査は、第１段階を合格した応募者から提出された技術提案書及び事業計画書について、技術提案書が技術的観点から見て組合の要求する性能要件を満足するものであること、事業計画書がコストや収益の面から事業としての妥当性を有していることの確認を行う。これらを満たすことが確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

（イ）非価格要素審査及び価格審査

形式審査において組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、非価格要素審査及び価格審査を実施する。

非価格要素として、応募者の提案のうち、前項の選定基準に沿い審査委員会において評価を行い、点数化する。なお、評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示すこととする。

価格審査については、価格提案書に記載の金額が予定価格以下である場合に合格とする。価格の点数化方法については、募集要項に示すこととする。

（ウ）総合評価

非価格要素審査及び価格審査を経て、総合評価を行い、優秀提案者を選定する。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示すこととする。

（４）落札者の決定

組合は、総合評価で選定された優秀提案者を、落札者として決定する。

（５）審査結果の公表

組合は、落札者の選定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

４．応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出することとする。なお、各書類の詳細については、募集要項に示すこととする。

（１）資格審査申請時の主な提出書類

資格審査申請書

入札参加資格確認資料

（２）資格審査合格後の主な提出書類

技術提案書

非価格要素提案書
事業計画書
入札（価格提案）書

5．落札者選定後の手続

（１）基本協定の締結

組合は，落札者選定後速やかに，落札者と本事業開始のための基本的事項に係る協議を行い，基本協定を締結することとする。（平成 23 年 6 月を予定）

（２）運営事業者の設立

落札者は，本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために，平成 23 年 7 月までに運営事業者を設立することとする。

その際，応募企業又は構成員以外の者からの運営事業者への出資は認めない。

また，運営事業者の設立及び運営に関し，運営事業者の株主が締結する株主間契約が，次の各号に定める事項を満たすこととする。

運営事業者の本社住所地を福岡県春日市とすること。

運営事業者の資本金は，設立時から事業期間を通じて，一定額以上維持すること。

応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合は，設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。

応募グループの代表企業は，運営事業者の資本金を，設立時から事業期間を通じて，議決権付普通株式の保有割合に応じた一定額以上維持すること。

運営事業者への出資金は，平成 27 年 3 月 31 日までに全額払い込むこと。

運営事業者の定款において，会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め，会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。

運営事業者の株主は，組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡，これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

（３）事業契約に関する協議及び事業契約の締結（平成 23 年 9 月を予定）

組合と民間事業者は，事業契約の契約内容の協議を行い，本事業に係る基本契約を締結する。

また，組合と建設請負事業者は，基本契約に基づき，本事業に係る建設請負契約を締結する。

さらに，組合と運営事業者は，基本契約に基づき，本事業に係る運営委託契約を締結する。

(4) 交付金申請手続への協力

本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。民間事業者は、組合が行う交付金の申請手続等に協力すると共に、当該交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行うこととする。

6. 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において公表等を行うことができることとする。

7. 応募に係る費用負担

応募申込み及び見積図書作成に係る経費は、応募者の負担とする。

. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の募集要項に示す本施設の機能（性能要件）が十分、発揮できるよう、設計・施工業務及び運営業務を行うこととする。

契約後は、原則として施設設計図書からの変更は認めないが、より質の高い機能があるもの等については、組合と協議することとする。

2. 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理可能な者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

設計・施工業務、運営業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負担することとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負担することとする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として参考資料「事業に係るリスク分担」の表によることとする。

また、リスク分担をより適正なものとするため、平成22年5月18日に公表したリスク管理方針書（案）に基づき、平成22年10月4日（月）及び5日（火）に組合と応募者の間で対面的対話を実施した。

対面的対話後のリスク分担の考え方については、募集要項において示す

こととする。

3．組合による事業の実施状況の監視

組合は、民間事業者の要求水準書、施設設計図書等に基づいた業務の実施状況等について、モニタリングを行う。

また、組合へ提出する調査分析結果及び各種報告書作成のために行うモニタリング（監視）については、民間事業者自らの費用で行うこととするが、組合が直接実施する調査等については、組合の負担とする。

組合は、以下の内容についてモニタリングを行うが、モニタリングの結果の修正や作業の指示について、民間事業者は合理的な理由がない限り指示に従うこととする。

（１）設計・施工段階

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を組合へ提出し、組合の承諾を受けることとする。

また、設計・施工業務の進捗状況について、組合に定期的に報告し、承諾を受けることとする。なお、組合は、必要に応じて、建設請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができることとする。

建設請負事業者は、本施設の設計・施工の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を組合に提出し、組合は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は組合の立会いのもと、性能保証項目について実施することとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとする。

また、業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、組合は建設請負事業者に改善を要求し、当該事業者は必要な措置を講じることとする。

（２）運営段階

組合は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。監視は、運営委託契約で定められた頻度、方法に従って行うこととし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

監視に当たっては、排ガス測定等に加え、施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いて検査することとする。また、必要に応じて、組合は自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析を行うことができることとする。その他、組合は必要に応じて周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができることとする。さらに、運営事業者の経営状況の監視も行うこととする。

また、本施設の運営業務の監視により、本施設が運営委託契約で定められた運営状態を満たしていない、又は、運転性能を十分に発揮していない

と判断される場合には、組合は運営事業者に改善を要求し、運営事業者は、必要な措置を講じることとする。

(3) 運営期間の終了段階

運営期間終了時には、組合は運営事業者から提示された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることにつき、組合より承諾を受けた上で、組合へ引継を行うこととする。

(4) 地元雇用や地元企業の活用

本事業の実施に当たって、民間事業者は地元雇用や関係市町内に本社所在地を有する地元企業からの工事や材料の調達、納品等について配慮することとする。

(5) 地域住民への情報公開

組合は、操業データ等を公開し、開かれた施設運営に努める。その際、民間事業者は、組合に協力することとする。

．公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1．施設の立地条件

(1) 事業用地

春日市大字下白水 104 - 5 (現福岡市クリーンパーク・南部敷地内)

参考資料 「位置図」参照

(2) 敷地面積及び配置

約 95,000m²

参考資料 「全体配置図」参照

(3) 施設規模

510t/日 (170t/24h × 3 炉)

(4) 土地利用規制

都市計画区域 : 市街化区域

用途地域 : 第1種住居地域

防災地区 : 指定なし

高度地区 : 第2種 20m 高度地区

建ぺい率 : 60%以下

容積率 : 200%以下

日影規制 : 有

都市計画決定 : ごみ焼却場 (第3号クリーンパーク南部工場)

(5) その他

- ・事業用地の周辺道路，敷地状況，地質の概要，周辺概要等については，募集要項に示すこととする。
- ・その他詳細については，募集要項に示す。

．事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合，組合と民間事業者は誠意をもって協議することとし，協議が整わない場合は，事業契約に規定する具体的措置に従うこととする。

また，契約に関する紛争については，福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

．事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

運営事業者においては，平成 28 年 4 月 1 日に施設が供用開始され，運営委託契約に規定される条件に基づいて平成 53 年 3 月 31 日まで運営が適切に継続される必要がある。このため，運営委託契約には，運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻，又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し，その規定に従い対応することとする。

特に，運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において，運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き，組合は運営事業者に一定の回復期間を与えて，運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし，公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合，又は，運営事業者の事業遂行能力の回復が不能であると判断される場合には，組合は，運営事業者との運営委託契約を解除し，施設の運営に当たる新たな民間事業者を選定することとする。

．法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1．法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については，民間事業者に対して，法制上及び税制上の優遇措置等は行わない。

2．財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については，民間事業者に対して，財政上及び金融上の支援等は行わ

ない。

3．その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し，組合は必要に応じて協力する。また，法改正等により，その他の支援策等が適用される可能性がある場合には，組合と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

．その他特定事業の実施に関し必要な事項

1．議会の議決

事業契約の締結にあたっては，組合議会の議決を得ることとする。

2．情報公開及び情報提供

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例に基づき情報公開を行う。

また，本事業に係る情報提供は，適宜，組合のホームページを通じて行う。

3．実施方針等に関する問い合わせ先

(1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限

平成 22 年 5 月 18 日に公表した実施方針等(実施方針 ,要求水準書(案) ,リスク管理方針書(案))に関する意見・質問を平成 22 年 5 月 31 日(月) 17 時 00 分を提出期限として受け付けたところ，実施方針 124 件，要求水準書(案) 308 件，リスク管理方針書(案) 26 件の意見・質問が提出された。

(2) 実施方針等に関する意見・質問への回答

実施方針等に関する意見・質問に対する回答は ,平成 22 年 6 月 21 日(月) に組合のホームページで公表した。

(3) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後，意見・質問等を踏まえ，内容を変更する場合は公表する。

【福岡都市圏南部環境事業組合 事務局】

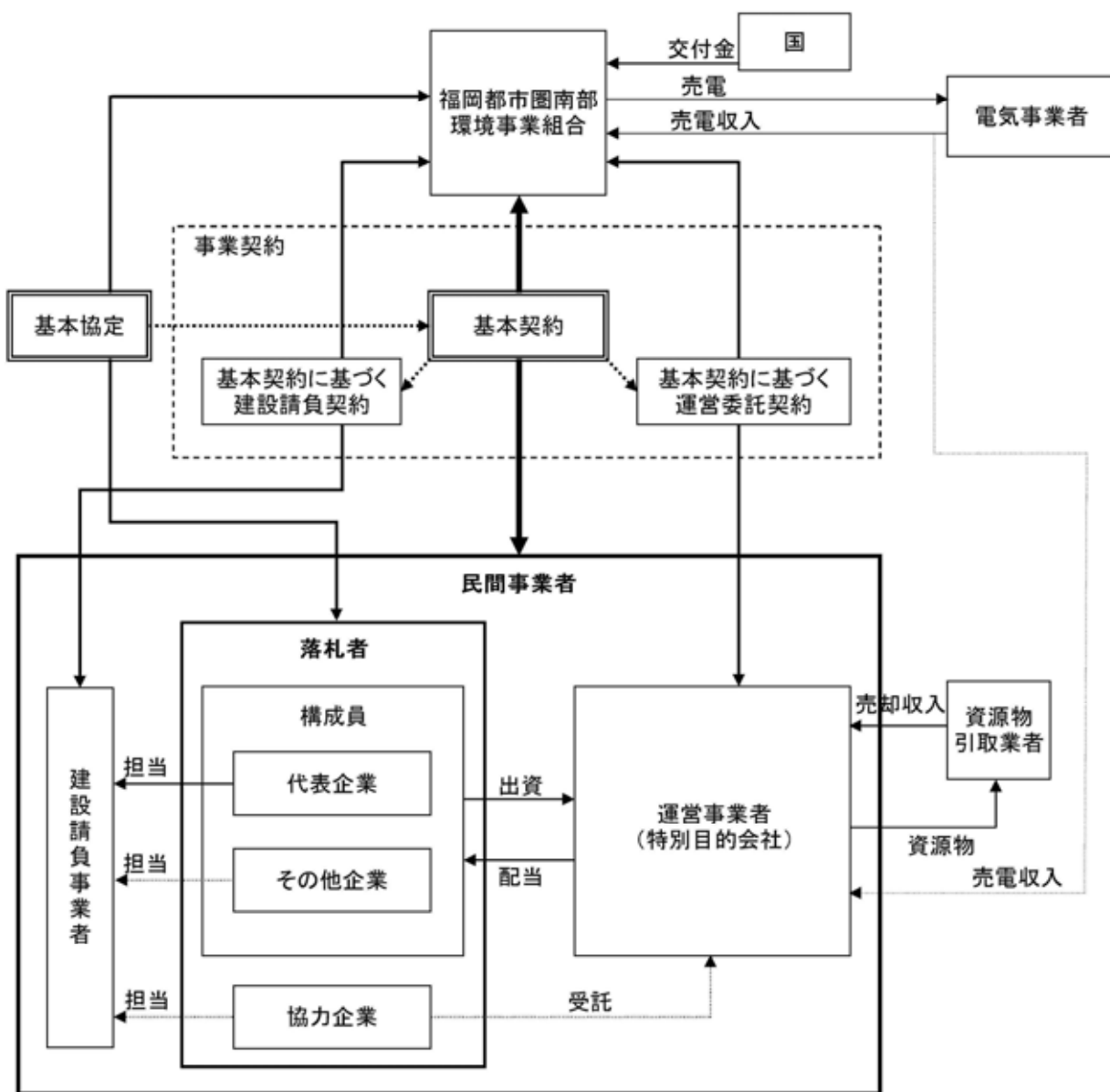
住 所：〒816-8501 福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5

電 話：092-575-1166

電子メール：info@f-nanbukankyo.jp

ホームページ：http://www.f-nanbukankyo.jp/

参考資料 事業スキーム図



※「落札者」が単独の企業の場合は、「その他企業」及び「協力企業」は該当なし。

参考資料 事業に係るリスク分担

期 間	リスク項目		概 要	分 担	
				組 合	属 事 業 者
共通	契約	募集要項	要求水準書等の誤りや不備に伴うリスク	○	
		契約締結	事業者との契約不調，または契約手続の遅延リスク	○	○
	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	事業者の利益に課せられる税制度の変更及び新税の設立に伴うリスク(例：法人税率等の変更)		○
			上記以外の税制度の変更，新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の転換，議会承認，財政破綻等による支援・債務不履行に係る事業の変更及び中止リスク	○	
		許認可取得	組合が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
			事業者が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の解除・遅延が発生するリスク		○
		交付金等	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク，又は交付金の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク		○
			その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク，又は交付金の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク	○	
	社会環境	住民対応	事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う計画遅延や仕様の変更，本事業の実施状況の監視強化による事業の遅延・経費の増大リスク	○	
		第三者賠償	事業者が実施する施設の建設及び運営業務に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等に対する賠償リスク		○
			事業者が実施する業務に起因しないで発生する事故等に対する賠償リスク	○	
		環境保全	事業者が実施する業務に伴って発生した有害物質の排出，騒音，振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修及び賠償リスク		○
	物価変動		インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲内)		○
			インフレ/デフレ(物価変動)に係る費用増大リスク(一定の範囲を超えた部分)	○	
	資金調達		事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に伴う遅延や事業の停滞が発生するリスク		○
			組合において本事業実施に際して必要となる資金の調達に伴う遅延や事業の停滞が発生するリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		工事中・維持管理運営中の風水害・地震等の大規模災害により事業の実施が不可能となるリスク	○	
			工事中・維持管理運営中の風水害・地震等の大規模災害による修復のため遅延が発生するリスク	○	
	債務不履行		事業者の事由による事業破綻，契約解除，契約不履行のリスク		○
			組合の事由による事業破綻，契約破棄，契約不履行のリスク	○	
設計段階	測量・調査の不備		事業者が追加で実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク		○
			組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う設計変更及び仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	基本・実施設計変更		事業者の基本・実施設計不備等による設計の変更や瑕疵に伴う経費の増加や遅延によるコスト増大リスク		○
			組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	建設着工遅延		事業者の事由により建設着工が遅延した際のコスト増大リスク		○
			組合の事由により建設着工が遅延した際のコスト増大リスク	○	

期 間	リスク項目	概 要	分 担	
			組 合	民 間 事 業 者
建設段階	用地不備	用地確保の遅延リスクや用地の瑕疵，埋蔵文化財の発見，その他予見できない事項に関するコスト増大リスク	○	
	工事遅延	事業者の事由による工事遅延に係るコスト増大リスク		○
		組合の提示条件の不備や指示による工事遅延に係るコスト増大リスク	○	
	工事費増大	事業者の事由による工事費等の増大リスク		○
		組合による要求水準の変更により工事工程，工事方法の変更が発生した場合の工事費増大リスク	○	
	試運転・引渡性能試験での性能未達	試運転・引渡性能試験の結果，契約で規定した要求水準未達等の事業者の事由によるコスト増大，遅延リスク		○
		試運転・引渡性能試験に要するごみの供給不足等の組合の事由によるコスト増大，遅延リスク	○	
維持管理運営段階	ごみ量・ごみ質の変動	搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する範囲内で変動した場合，実処理量と計画ごみ量との変動が生じた場合のコスト変動リスク（処理残渣等の処理コストを含む）		○
		搬入する一般廃棄物等のごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合，実処理量と計画ごみ量との大幅な変動が生じた場合のコスト変動リスク（処理残渣等の処理コストを含む）	○	
		災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量の変動した場合のコスト変動リスク	○	
	性能未達	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合で，改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費，調査費，改善費等の増大リスク		○
		組合の事由により契約に規定する以上の性能を満足するために改修が必要となった場合の外部へのごみ処理委託費，調査費，改善費等の増大リスク	○	
	施設瑕疵	施設の設計・施工瑕疵に係るリスク		○
	維持管理運営コスト増大・運転停止によるごみ処理量未達	設備機器等の維持管理運営の要求水準未達によるコスト増大，運転停止リスク		○
		搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合）のコスト増大，運転停止リスク		○
		搬入する一般廃棄物に搬入禁止物が混入していた場合（事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大，運転停止リスク	○	
		その他の維持管理運営不備によるコスト増大，運転停止リスク		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		第三者による施設の破損に伴うコスト増大リスク	○	
	技術革新	技術の陳腐化による施設・設備等の変更コスト，新技術採用のためのコスト増大リスク	○	○
	発電収入の変動	電力会社の買電単価変更による発電収入の変動リスク	○	
		事業者の事由による発電収入の変動リスク		○
		搬入する一般廃棄物等のごみ質・ごみ量の変動による発電収入の変動リスク	○	
	ユーティリティの不備	ユーティリティの事故・故障によるコスト増大，運転停止リスク	○	○
	処理手数料の未徴収	本施設に直接搬入ごみを搬入しようとする者の料金未徴収に係るリスク		○
事業終了時	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○
	事業終了時の諸手続に係るコスト増大	事業終了時の諸手続に係る事業者の事由によるコスト増大リスク		○
		事業終了時の諸手続に係る組合の事由によるコスト増大リスク	○	

参考資料 位置図

